

## 令和8年度墨田区社会福祉法人指導監査実施方針

### 1 基本方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、社会福祉法人(以下「法人」という。)の自主性・自律性を持った運営を前提としつつ、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等の法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

### 2 一般監査の重点項目

評議員・評議員会(ガイドライン P6~P14)

#### ア 評議員の選任(P6~P9)

- ・ 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
- ・ 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。
- ・ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数になっているか。

#### イ 評議員会の召集・運営(P9~P14)

- ・ 評議員会の召集が適正に行われているか。
- ・ 決議が適正に行われているか。
- ・ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

理事会(ガイドライン P26~P32)

#### ア 審議状況(P26~P30)

- ・ 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。
- ・ 理事会の決議は、法令及び定款の定めるところにより行われているか。
- ・ 理事への権限の委任は適切に行われているか。
- ・ 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。

#### イ 記録(P30~P32)

- ・ 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。

会計管理(ガイドライン P14、P32、P57~P78)

#### ア 規程・体制(P57~P58)

- ・ 経理規程を制定しているか。
- ・ 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。
- ・ 寄附金等の受入れが適正に行われているか。
- ・ 利用者から預かっている金銭の管理は適正か。

#### イ 会計処理(P58~P73)

- ・ 事業区分等は適正に区分されているか。
- ・ 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。
- ・ 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

#### ウ 会計帳簿(P73)

- ・ 会計帳簿は適正に整備されているか。

エ 附属明細書等 (P14、P73～P78)

- ・ 決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。
- ・ 注記が法令に基づき適正に作成されているか。
- ・ 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。
- ・ 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。

オ 債権債務の状況 (P32)

- ・ 借入は適正に行われているか。

その他 (ガイドライン P82～P83)

ア 登記 (P82～P83)

- ・ 登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。

イ 契約 (P83)

- ・ 契約等が適正に行われているか。

3 実施計画

対象法人

墨田区長が所轄庁である法人を対象とする。

実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査等を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、係長 1 人、職員 1 人の計 2 人とする。ただし、法人の状況により、区が委託する公認会計士等の社会福祉法人の財務会計に関する知見を有する者を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要するとき等は、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて帳簿書類の提出を命じ、又は法人の関係者等に出頭を求めて質問する等の方法により、実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査等を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、課長級 1 人、係長 1 人、職員 1 人の計 3 人とする。ただし、法人の状況により、区が委託する公認会計士等の社会福祉法人の財務会計に関する知見を有する者を加えて実施する。

(イ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要するとき等は、監査当日に交付する。

選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 8 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。ただし、年度途中で設立された法人については、必要と認められるときは、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

次のいずれかに該当する法人から指導監査の対象を選定する。

- (7) 社会福祉法人指導監査実施要綱(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0 4 2 7 第 7 号、社援発 0 4 2 7 第 1 号、老発 0 4 2 7 第 1 号の別添)に定める一般監査の実施の周期に該当している法人
- (イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている又はその必要がある法人
- (ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人
- (エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人
- (オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人又は当該評価結果において問題がある法人
- (キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人
- (ク) 新設かつ施設整備中の法人
- (ケ) その他区長が必要と認める法人

4 関係団体等との連携

東京都

指導監査に係る法令又は制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等を行い、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

区の関係所管課

福祉サービスの事業所管課及び検査所管課と連携し、法人の育成及び法人運営の適正化を図る。